

第 1 章 計画の概要

1 障害者支援計画策定の背景及び趣旨

鶴ヶ島市では、平成 27 年 3 月に「ともに生きる やさしさのあるまちをめざして」を基本理念とした、第 2 期鶴ヶ島市障害者支援計画（第 4 期鶴ヶ島市障害者プラン・第 4 期鶴ヶ島市障害福祉計画）（以下「第 2 期障害者支援計画」という。）を策定し、障害のある人の自立と社会参加を支援し、障害のある人が社会の一員として障害のない人と分け隔てられることなく、地域の中でともに育ち、ともに学び、ともに生活し、ともに働き、ともに活動できるまちの実現を目指してきました。

平成 28 年 4 月には、障害を理由とする差別の解消を推進し、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）が施行されました。

また、障害者の雇用の促進等に関する法律が改正され、雇用の分野における障害を理由とする差別的取扱いの禁止や事業主に対し、障害のある人が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を行うことなどが義務付けられました。

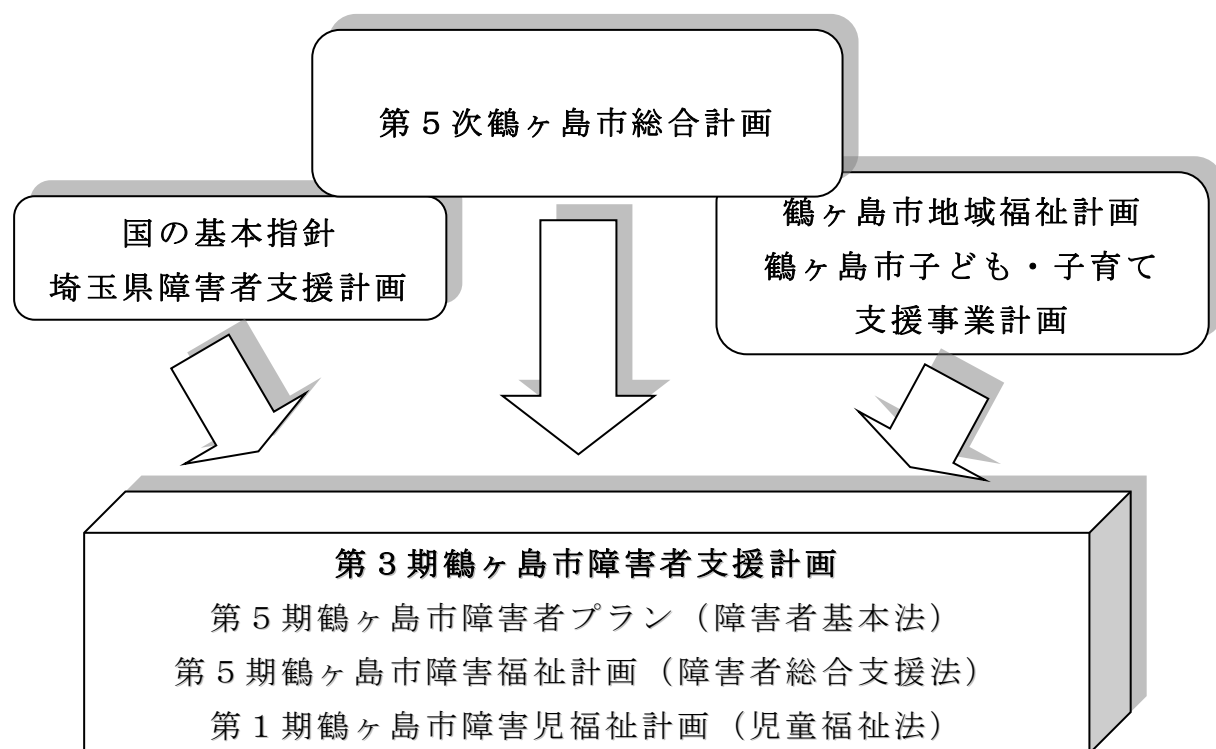
同年 6 月には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律が公布され、児童福祉法に障害児福祉計画を策定することなどが定められました。

このように、障害のある人を取り巻く環境が大きく変化している中で、第 2 期障害者支援計画が平成 29 年度末に終了することから、計画の結果分析・評価と課題の把握を行うとともに、今後の国の動向を踏まえた新たな課題についても検討を行い、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間の第 3 期鶴ヶ島市障害者支援計画（第 5 期鶴ヶ島市障害者プラン、第 5 期鶴ヶ島市障害福祉計画、第 1 期鶴ヶ島市障害児福祉計画）（以下「第 3 期障害者支援計画」という。）を策定するものです。

2 第3期障害者支援計画の位置づけ、期間、対象

(1) 第3期障害者支援計画の位置づけ

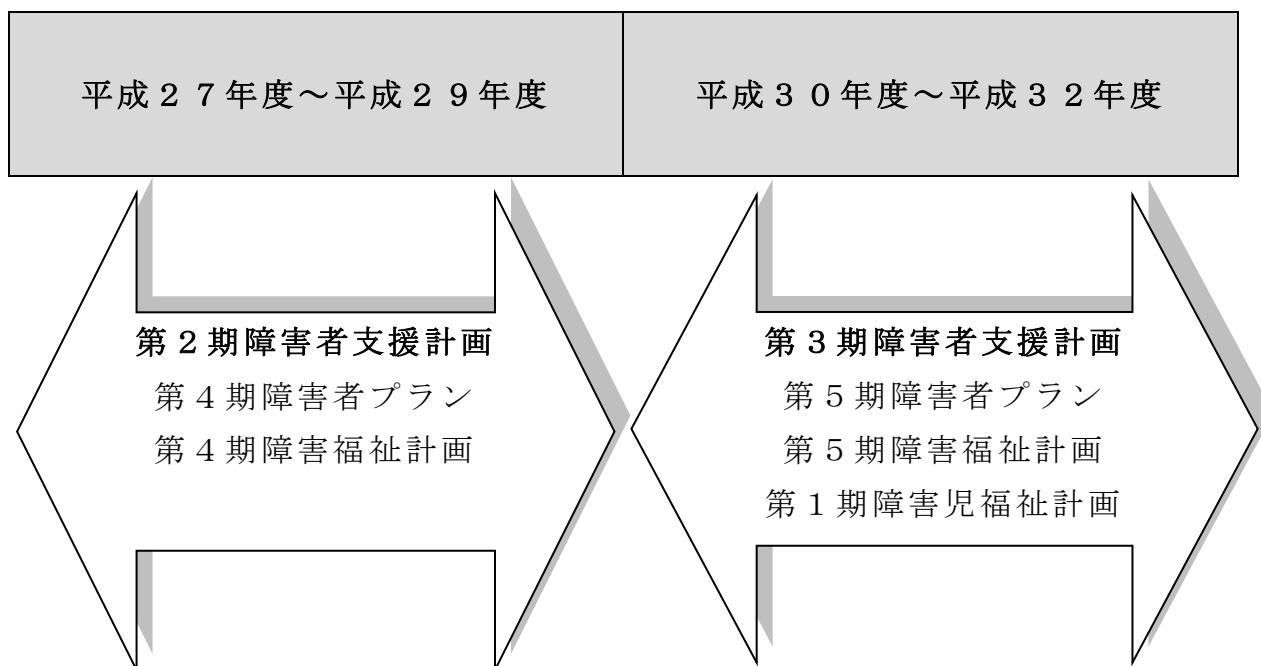
- ◎第3期障害者支援計画は、第5期鶴ヶ島市障害者プラン（以下「第5期障害者プラン」という。）と第5期鶴ヶ島市障害福祉計画（以下「第5期障害福祉計画」という。）、及び新たに市町村が定めることになった第1期鶴ヶ島市障害児福祉計画（以下「第1期障害児福祉計画」という。）を統合した計画として策定します。
- ◎第5期障害者プランは、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として策定するものです。
- ◎第5期障害福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するものです。
- ◎第1期障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定するものです。
- ◎国及び埼玉県それぞれが策定した関連計画や、市が策定した各種計画などとの整合・連携を図ります。
- ◎「第5次鶴ヶ島市総合計画」の部門計画として策定します。
- ◎市が取り組むべき今後の障害者施策の基本方向を定めた総合的な計画です。



(2) 第3期障害者支援計画の期間

◎第3期障害者支援計画は、平成30年度から平成32年度までの3年間の計画として策定します。なお、この期間中においても、社会変化・法制度の変更などにより、計画の部分的変更、見直し、付加などを必要に応じて行うこととします。

障害者支援計画



(3) 第3期障害者支援計画の対象

◎第3期障害者支援計画の対象は原則として、身体障害のある人、知的障害のある人及び発達障害のある人、高次脳機能障害のある人を含む精神障害のある人並びに難病患者等であって18歳以上の人と障害のある子どもとします。

3 第3期障害者支援計画策定のプロセス

(1) 障害者福祉についての市民意識調査の実施

障害者福祉の現状や市民ニーズを把握するために、平成29年8月に障害者手帳を所持している市民500人を対象に「障害者福祉についての市民意識調査（以下「意識調査」という。）」を実施しました。

(2) 障害者関係団体・障害福祉サービス事業所からのヒアリングの実施

第3期障害者支援計画の策定にあたっては、障害のある人の団体や障害福祉サービスなどを提供している事業所・団体から現状や意見を聴く懇談会を開催し、その意見を参考にしました。

(3) 鶴ヶ島市障害者支援協議会からの意見

障害のある人やその家族、障害福祉サービス事業者など、障害福祉に関わる関係者をはじめ、公募による市民委員により構成された「鶴ヶ島市障害者支援協議会」から意見をいただきました。

(4) 庁内策定委員会及び関係部局による検討

庁内組織である障害者支援計画策定委員会を設置し、第2期障害者支援計画の実施状況や第3期障害者支援計画の具体的な取組み内容や手法などについて検討を行いました。

(5) 市民コメント制度の実施

第3期障害者支援計画の策定過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、市民との協働のまちづくりの推進に資することを目的として、第3期障害者支援計画案の趣旨、内容を公表し、その案について市民から提出された意見を考慮して策定しました。